

# 総務建設常任委員会

令和元年6月21日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和元年6月21日(金) 午前9時30分 開会  
午前11時30分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	松林謙司
委員	杉本訓規
〃	梨本洪珪
〃	岡本吉司
〃	西井 覚
〃	吉村優子
〃	下村正樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	藤井本 浩
議員	吉村 始
〃	谷原 一安
〃	内野悦子
〃	川村優子
〃	西川 弥三郎

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
総合政策企画監	飯島要介
企画部長	吉川正人
企画政策課長	高垣倫浩
総務部長	吉村雅央
総務財政課長	米田匡勝
〃 主幹	中 文子
〃 補佐	堀川雅樹
税務課長	椿本真司
〃 補佐	森本啓二

収納促進課長	和田善弘
産業観光部長	早田幸介
農林課長	芝浩文
〃 補佐	倉田主税
都市整備部長	松本秀樹
建設課長	安川博敏
〃 補佐	西川直孝
〃 補佐	稲田恭一
〃 補佐	西川基之
都市計画課長	奥田雅彦
〃 補佐	新澤健嗣

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	吉村浩尚
〃	高松和弘
〃	福原有美

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第29号 市道の認定について
- 議第30号 市道の変更について
- 議第31号 葛城市住民投票条例を制定することについて
- 議第33号 葛城市税条例等の一部を改正することについて
- 議第34号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 議第39号 葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについて
- 議第40号 葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することについて

調査案件（所管事項の調査）

- (1) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (2) 国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

**増田委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日、一昨日と一般質問を終えまして、連日でございますけれども、本日はたくさんの委員外議員の皆さんもご出席をいただきまして、ただいまより総務建設常任委員会を開催させていただきたいところでございますけれども、審議がスムーズに進みますように、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

委員外議員がいらっしゃいますので、ご紹介をいたします。内野議員、谷原議員、吉村始議員、川村優子議員、西川弥三郎議員でございます。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入らせていただきます。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

ここでお諮りをいたします。

議第29号、市道の認定について及び議第30号、市道の変更について、以上の2議案につきましては一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定をいたしました。

それでは、議第29号及び議第30号の2議案を一括議題といたします。本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしく申し上げます。

ただいま上程されております議第29号、市道の認定について、まずご説明申し上げます。箇所図につきましては、議案書の17ページとなっております。本件につきましては、分譲住宅の開発に伴いまして市が帰属を受けた通り抜けのできる道路を市道認定するものでございます。この東室17号線でございますが、延長につきましては109.6メートル、幅員につきましては6.0メートルから12メートルとなっております。

続きまして、議第30号、市道の変更につきましてご説明申し上げます。箇所図につきましては、議案書19ページに変更前、20ページに変更後の路線を示しているものでございます。今回変更いたします中戸1号線につきましては、道の駅かつらぎの整備により、利用の形態が変化し、公共性が高くなり、また道路の新設に伴い一部の区間のつけかえを行ったことによる市道の終点などを変更するものでございます。区間延長につきましては、432.5メートルを509.5メートルに変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明いただきました本2議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第29号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第29号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第30号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第30号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第31号、葛城市住民投票条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

飯島総合政策企画監。

**飯島総合政策企画監** おはようございます。総合政策企画監の飯島でございます。

それでは、議第31号、葛城市住民投票条例を制定することについて、制定理由及び主な制定内容について説明申し上げます。

お手元にお配りの横紙、議第31号、葛城市住民投票条例を制定することについてと上部に書かれたA4、10枚物の資料に沿って説明をさせていただきます。

それでは、1ページをごらんください。1番、住民投票の累計でございます。住民投票には、その法的根拠といたしまして、憲法に基づくもの、法律に基づくもの、そして条例に基

づくものに分かれます。そして、条例に基づくものは、さらに常設型と個別設置型に分かれます。本条例は、条例に基づくもののうち、常設型に該当するものでございます。常設型は、あらかじめ住民投票の要件等を定めた基本的な条例を制定しておき、条件を満たした場合に実施可能な形にしておくものでございます。

2ページをごらんください。次に、2番、目的でございます。こちらは、条例でいいますと第1条関係でございます。地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について市民の意思表示手段としての住民投票の制度を設け、これによって示された市民の意思を市政的に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、本条例を制定するものでございます。

続きまして、3番、住民投票に付することができる重要事項でございます。こちらは第2条関係でございます。住民投票に付することができる事項といたしまして、市が行う事務のうち、市民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものとしておりますが、資料に書かれております(1)から(5)に該当する事項は除くものとしてございます。

続きまして、3ページをごらんください。次に、4番、住民投票の執行でございます。こちらは第3条関係でございます。住民投票は、市長が執行するものとしてございますが、地方自治法第180条の2の規定に基づき、葛城市選挙管理委員会と協議をして、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を葛城市選挙管理委員会に委任することができるとしてございます。なお、その詳細につきましては、住民投票に係る事務の委任に関する規則において定めることを予定してございますが、住民投票実施の手続に関するものは葛城市選挙管理委員会に委任し、それ以外の手続に関するものは市側で執行する整理で考えてございます。

続きまして、5番、投票資格者でございます。こちらは第4条関係でございます。投票資格者は、葛城市の議会の議員及び長の選挙権を有する者としてございます。

続きまして、6番、住民投票請求でございます。こちらは第5条関係でございます。投票資格者は、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、重要事項について住民投票を実施することを請求すること。すなわち、住民投票請求をできるものとしてございます。一方、既に請求に係る手続が開始されている場合におきましては、当該請求に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、または付されている事項と実質的に同一と認められる事項につきまして、住民投票を請求することができないとしてございます。

次に、7番、住民投票の形式でございます。こちらは第6条関係でございます。住民投票は、二者択一で賛否を問う形式のものとして、請求されたものでなければならないとしてございます。

続きまして、4ページをごらんください。次に、8番、住民投票請求の流れでございます。こちらは第7条から第29条関係でございます。以下、ごらのフロー図に沿って説明をさせていただきます。まず、住民投票請求をしようとする代表者は市長に対し、実施請求書によ

り、代表者証明書交付の申請を行います。市は、申請内容が先ほど申し上げた3番の住民投票に付することができる事項及び7番の住民投票の形式に記載された内容に適合しているかどうかを確認いたしまして、適合する場合は、代表者に対し代表者証明書の交付、適合しない場合は、代表者に対して不適合の通知を行うとともに、審査結果を告示いたします。それから、代表者証明書の交付を受けた代表者は、投票資格者に対する署名等の収集を行います。署名等の収集期間は、原則、実施請求書審査結果の告示の日から一月以内としてございます。ただし、本市の区域内で選挙が行われる場合は、署名等を求めることができないため、署名等を求めることができない期間を除きまして、実施請求書審査結果の告示の日から31日以内としてございます。署名簿の署名等をした者の数が必要署名者数以上になったとき、代表者は市長に対して署名簿の提出等を行い、署名等の証明を求めます。署名の収集が認められた期間の満了日から5日以内に行うものとさせていただきます。

続いて、5ページをごらんください。この際、必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、または提出期限を超過した場合は、市長による却下が行われます。これとあわせて、審査名簿の調製及び抄本閲覧が行われます。この際、審査名簿の登録内容に対する異議申し出が認められてございます。市長は、異議申し立てを受けた場合におきましては、その申し出を受けた日から7日以内に、その申し出が正当であるかないかを決定しなければならないとしてございます。その後、署名等の審査が行われます。当該審査は、署名等の証明を求められた日から20日以内に行うこととしてございます。署名等の証明が終了次第、署名簿の関係人への縦覧を行います。こちらは、署名等の証明が終了した日から7日間行われます。この間、署名簿の署名等に対する異議申し出が認められてございます。市長は、異議申し立てを受けた場合におきましては、その申し出を受けた日から14日以内に、その申し出が正当であるかないかを決定しなければならないとしてございます。

続きまして、6ページをごらんください。縦覧の期間内に関係人の異議申し出がないとき、または全ての申し出について決定をしたとき、市は有効な署名等の総数を告示いたします。署名等の総数が投票資格者総数の4分の1以上である場合、市長は、住民投票請求を受理し、住民投票を実施決定いたします。あわせて、市は住民投票実施決定について、住民投票請求に係る代表者及び市議会議長への通知をし、告示をいたします。その後、市長は住民投票実施に係る告示の日から起算して30日を経過して90日を超えない範囲内で、投票日の7日前までに投票日の告示をいたします。ただし、選挙が行われるとき、その他市長が特に必要があると認めるとき、投票日の7日前までに投票日変更の告示をいたします。この場合、当初投票日告示の日から起算して90日を超えて投票日を定めても可能でございます。さらに、投票日変更の告示後、天災その他避けることのできない事故、その他特別な事情により市長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができ、その場合、市長は、速やかにその旨を告示し、及び変更後の投票日の少なくとも5日前までにその期日を告示することとしてございます。

続きまして、7ページをごらんください。投票日決定後、市長は、住民投票請求の内容の趣旨及び住民投票実施に係る告示の内容、その他住民投票に関し必要な情報を広報その他適

当な方法により、投票資格者に対して提供するとともに、住民投票実施決定に係る告示の日から投票日前日までの期間、住民投票請求の内容を記載した文書の写し及び住民投票請求等の事項に係る資料、その他の行政上の資料を一般の縦覧に供するものとしてございます。なお、その情報提供、縦覧におきましては、その公平性及び中立性の保持が義務づけられてございます。

また、住民投票運動につきまして規制が設けられてございます。投票管理者、開票管理者、不在者投票管理者による住民投票運動は認められてございません。当該選挙の候補者や衆参名簿届け出政党、政治団体を除き、他の選挙期間における住民投票運動が禁止されております。さらに、住民投票運動を行うに当たりましては、買収、脅迫、その他投票資格者の自由な意思が拘束され、もしくは不当に干渉され、または市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならないとされてございます。

続きまして、8ページをごらんください。住民投票の手続に戻ります。まず、投票資格者名簿の調製及び抄本の閲覧が行われます。この間、投票資格者名簿の登録内容に対する異議申し出が認められてございます。市長は、異議申し出を受けた場合におきましては、その申し出を受けた日から3日以内に、その申し出が正当であるかないかを決定しなければならないとしてございます。それから、投票区及び投票所、並びに投票管理者及び投票立会人の設置が行われ、指定の投票所におきまして、投票、期日前投票、不在者投票、点字投票、代理投票の実施が行われます。また、開票区及び開票所、並びに開票管理者及び開票立会人の設置、開票作業についての規定が設けられてございます。これらの部分につきましては、一般の選挙と同じ手続となっております。

続きまして、9ページをごらんください。次に、開票作業に係る手続でございます。住民投票は、1の住民投票に付されている事項につきまして、投票した者の数が当該住民投票の投票資格者の総数の2分の1に満たないときは成立しないと、この場合は開票作業、その他の作業は行わないとしてございます。そして、市長は、住民投票が成立しなかったとき、または住民投票が成立し、投票結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、代表者及び市議会議長に通知することとしてございます。開票結果につきまして、1の住民投票に付されている事項について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者の総数の3分の1に達したときは、議会、市長及び市民は住民投票の結果を尊重すべきものとしてございます。なお、住民投票が実施された場合には、住民投票結果告示の日から2年間は、同一の事項または当該事項と同旨の事項について住民投票請求を行うことができないとしてございます。

最後に、10ページをごらんください。9番、委任でございます。こちらは第30条関係でございます。この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は規則で定めることとしてございます。具体的には、葛城市住民投票条例施行規則において定めることを予定してございます。

最後に、10番、施行期日でございます。施行日は本年、令和元年8月1日でございます。これは、施行までに規則制定の最終的な調整や住民の皆様への周知が必要であろうという判

断によるものでございます。

以上で条例案の説明は終わりますが、本条例案につきましては、平成31年4月1日から4月26日の間、パブリックコメントを実施いたしました。お配りの案件名に葛城市住民投票条例（案）と書かれた募集結果掲載様式をごらんください。意見等人数はお二人、意見等の件数は11件でございました。意見の内容及び市の考え方につきましては、対照条文や意見を踏まえた案の修正の有無もあわせて記載してございます。多岐にわたる論点とご意見をいただいておりますが、結論といたしましては、当初の条例案から変更することなく、今回上程させていただいている次第でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 住民投票条例常設型ということで、議案をご提案いただいておりますけども、少しわからない、お聞きしたいことがございまして、卑近な例といたしまして、葛城市消防署移転の問題、これ、住民の方から、環境、非常にやかましいよということで反対が出ている。もし、葛城市消防署移転の問題が常設型という住民投票に付された場合、そして、その結果、葛城市消防署移転は進めるべきであるという、もし、このような民意が示された場合、当然これは市政にも反映することになると思うんですけども、これ、地域の住民の方の思いと、そして市全体の民意の相違が出てくるわけなんですけども、こういった場合はどのようにお考えなのか、お示しを願いたいと思います。

**増田委員長** 松山副市長。

**松山副市長** まさに新しい制度についての個別の枠組みについて、今ほどご提案をさせていただいて、説明をさせていただいたわけでございます。副委員長のお問い合わせでございますが、これは、制度を実施した後の個別の案件でございまして、それに対しまして、さらにその意見がどうかというふうな質問に対しては、現時点でお答えするのは適切ではないと存じますので、答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

**増田委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 条例が制定された後に細部にわたっては検討をしていくということなんですけど、今までこの条例案が出されるまでに、11月と3月、2回しか議論していないという、これ、余りにも、ここまで出されるまでもう少し議会の方にも説明いただいて、もっと議論をするべきではないかなと、私はこのように思うところでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

新しい制度の制定のご提案を理事者側からさせていただいているということでございますので、これにつきましては十分に制度の説明をすべきであります。それに対しましては、逆に、既に2回、全員協議会等も含めてご説明をさせていただきまして、同様の資料も配らせ

ていただいております。その上でのご判断になりますので、そういったことであれば、ぜひ、ここでいろいろ質疑をしていただきまして、議論を尽くしていただきたいと存じます。

以上でございます。

**増田委員長** ほかにございませんか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願いたします。そしたら、いろいろお聞きしたいと思います。まず、住民投票については、私は、皆さんこうやって議会で、議員の中でいろいろ議論されて、さらに住民の皆さんの意見を聞くということで、簡単に言うと、例えば、大阪の都構想であったり、合併の問題であったり、住民の皆さん全体、大きな問題に対してやるということが私は適切だと思んですけども、上位法にもう既にそれは認められて、制定されてまして、今その大きな問題というのは、葛城市はあるようには感じないんですけど、なぜ、今この常設型が必要なのか、もう少しかみくだいて教えていただきたいです。

**増田委員長** 飯島企画監。

**飯島総合政策企画監** 総合政策企画監の飯島でございます。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

常設型を設置する目的でございますが、お配りのパブコメの方にも同様のご意見がありまして、そちらでも1ページ目の方で言及させていただきますけれども、常設型にする目的は、あらかじめ市民が請求できる住民投票の要件等を定めておくことによって、その要件等を満たす事項が発生した場合に、改めて議会の議決を経ずに市民から住民投票請求ができるようにするものでございまして、ただ、あくまで地方自治というのは議会制民主主義が大原則でございます。ですので、それを補完する位置づけで今回考えてございまして、補完することで市民の意思が市政に的確に反映するためのものになると考えてございます。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** わかったような、わからないような。そしたら、個別設置型ではなぜいけないのかとかみくだいて教えていただいてよろしいですか。

**増田委員長** 飯島企画監。

**飯島総合政策企画監** 総合政策企画監の飯島でございます。

ただいまの杉本委員のご質問でございますが、ご案内の制度については、恐らく地方自治法第74条の直接請求のお話かと存じます。こちらにつきましては、例えば、50分の1の署名をもって、個別の案件について住民投票してくださいといった請求を受けます。それを受けた地方公共団体の長は、議会を招集しまして、住民投票条例案について上程をし、そこで議会の承認を受ける必要がございます。要は、住民さんの申請をもって直接住民投票という形ではなくて、その請求が認められた時点で、その議案についての議会での審議が必要になるものでございます。

一方、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、仮に常設型をお認めいただいたということになると、市民が4分の1の署名を集めて、かつ、その申請内容が適正であるといった判

断がされた場合には、その場で住民投票が可能になってまいるといったところが大きな違いでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ありがとうございます。以上でよろしいです。

**増田委員長** ほかにございませんか。

西井委員。

**西井委員** 今、なぜこの条例が必要なのか。また、私、不思議に思うのは、葛城市が合併するとき、合併の是非を問う住民アンケートが投票された。當麻町の結果では、賛成が2,524票、どちらかといえば賛成が852票、どちらかといえば反対が680票、反対が3,476票、反対が約4,000票。これは、有権者に投票結果を求めた結果でございます。当時町長もこの結果を尊重するとおっしゃってた。もちろんこの結果を、現在の阿古市長、尊重されましたか。そのような尊重されていない方がこういう条例を出してくる。そのときの結果を目の当たりにしながら、合併を推進されたんと違いますか。合併論議を今言う話ではございません。しかし、当時の阿古議員として、やはり自分の足跡を精査して、まずそこから謝ってこういう条例を出されるならともかく、私は何も悪いことはしてませんよというような感覚でこんな議案を出して、当時の合併反対の住民、どない思われますか。普通、常識的にはこんなこと考えられません。それを反省して謝った上で、市民の声を十分反映したいねんという話ならわかりますが、この条例の提案について、大字木戸の方々が非常に怒っておられます。その当時の阿古議員がたしか平成18年の市会議員の選挙のときに、私は合併に反対しておりましたと宣伝カーでおっしゃってたということを何人もおっしゃっております。そのよううそをついた方が、こんな提案されるんやったら、まずそこから、當麻町の時代からの議員として誤った発言、また誤った行動がありましたと。そこから始めるべき違うんかな。その結果、今後やはり市民の声を尊重したいからと言われるのであれば、私も、市民の声を反映する部分には必要やと思います。ただ、二元代表制の中で何もかも住民の声を聞くというのは、負託を受けた議員としては、実際そんな必要性を感じたとき、議員発議の中で提案するのが普通やと私は思っております。

私が今申し上げたことについて、文句というか、問題があるんやったら答弁してください。

**増田委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

ただいま西井委員からご意見をいただきました。それと、先ほど杉本委員からも同様の質問、ご指摘であったのかと存じます。まさに議会の議員の皆様、議会と理事者側のこういった議会における議論の中で市政運営は決まっていくのでございます。その意味におきまして、間接代表制というんですか、こういった市の形の中で市政の運営をやっていく中の例外的な措置として、この住民投票条例というものの設置のご提案をしているということでございます。なお、この住民投票条例につきましては、いろいろな制約と申しますか、何でもかんでも、これをどう思うんだといったことを安易にさせていただくということではなくて、

市政運営上の非常に重要な案件、これ、先ほど西井委員が申されましたような、例えば合併の案件でございますとか、まさにそういったことにつきまして、マルかペケかの形で住民の総意を問う必要がある場合に、これは、間接民主主義によります議会の機能を補完する形で行う制度の提案ということでございますので、そこにつきましてこういった制度が必要であるかどうかということを十分にご議論、ご意見を賜りながらと思っております。

以上でございます。

**増田委員長** ほかにございませんか。

杉本委員。

**杉本委員** ただいま副市長がおっしゃった重要な案件というのは、葛城市、これからどういったものが出てくるのか、そこがわからないんです。それがあれば、すぐわかるんですけども、あと、もう1個、さっき聞くのを忘れたんですけども、総数の4分の1以上の者の連署が3ページに載ってるんですけども、この連署というのはどうやって調べるんですか。短期間にこれ、4分の1ってどういう、そこもわからないんで教えていただきたいです。

**増田委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

まず1点目、どのような案件があるかということにつきましては、逆に、それは、現時点では、先ほど副委員長からもご質問ございましたが、それについては例示ができないと思います。逆に住民の皆様が、これは、ある意味、議会のご判断、あるいは、これは、ある意味、この制度自体は諸刃の剣でございます、理事者側といいますか、市長が決定をして進めようとしていることについても、当然、これは、こういったことで賛否を問うことができますので、要は、市長並びに議員の皆様が有権者の代表として決定をして進めていこうという案件があつて、それが住民の思いに、多くの住民の方が、その進め方に対して疑義があるといった場合に、まさに出てくるものではないかと思っておりますので、逆に言いますと、そういった一定のいろいろな制度のバランスの中で、要求の4分の1という数字でありますとか、3分の1という数字でありますとか、いろんなところを勘案しながら制度設計をしたものでございます。

2問目の質問については飯島企画監の方から。

**増田委員長** 飯島企画監。

**飯島総合政策企画監** 総合政策企画監の飯島でございます。

ただいまの杉本委員のご質問のうち、署名簿の審査の方法というところでございますけども、署名簿の様式につきましては、施行規則の方で正式には規定されてくるものでございますけども、そこには署名された方のご氏名と住所、生年月日と、あと印鑑も押していただくこととなります。いただいた署名簿に対して、あらかじめ調製しております審査名簿がございます。こちらにも事前に閲覧を認めた上で異議申し立ての手続も定めてございますが、調製された審査名簿と照らし合わせて署名が有効であるかというところをチェックしていくといった形になります。ですので、有効な署名についてはカウントし、有効でないものは除いていく形で、最終的に署名等の数が決まっていくという手続になります。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ありがとうございます。4分の1というと大体どれぐらいの数になりますか。

(「7,000人」の声あり)

**杉本委員** 七千の方の意見があるのであれば、議会の方の支援者もおられるから、そういうふうな声を反映させたいので、そこ、結構大苦勞やと思います。

**増田委員長** ほかにございませんか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 住民の代表として議員と理事者が市政運営を行っていったら、住民投票制度は必要ないという、こういう不要論も確かにあると思います。そして、また、最近の世論としまして、住民投票は必要という、こういう世論もあります。しかし、いろいろ考えてみますと、通常、選挙は4年に1回行われるわけなんですけども、選挙から月日が経過していくと、世の中の情勢もいろいろ変わってきまして、選挙時にはなかったいろんな争点も出てくる可能性もあるという、こういうような意味合いで、確かに住民の民意を市政に反映するという、そういう意味合いから言うならば、本当に住民投票というのは確かに必要であるなど、間接民主主義を補完するという、こういう意味合いで必要であると確かに思うんでありますけれども、住民投票条例の常設型、そして、また個別型と、こういうことで考えますと、住民投票条例常設型、これ、4分の1ということで7,500票、そして集めなあかんということで、そして、また仮に投票が実施されても、投票数が総数の2分の1に満たないときには不成立となると。そして、投票が行われ、賛否いずれかの過半数の結果が、投票資格者数の3分の1に達して初めてその結果が市政に尊重されるという、こういうふうなシステムやという、このように認識しておるんですけども、常設型では非常に住民投票のハードルが高いのではないかと。しかも1カ月間のうちに連署を集めなければならぬと、7,500票、これ、非常にハードルが高いと、このように思います。それに比べて、地方自治法第74条に基づく住民投票条例個別型、もう既にあるわけなんですけども、住民からの直接請求で議会による条例提案の審議が否決されたら、確かに不成立という、こういうリスクはあるものの、やはり常設型よりも個別型の方が現実的であり、まだ民意を反映される可能性は、私はあると思います。したがって、住民投票条例自体は今後更に論議もされていくことは望むところでございますけれども、現段階におきまして、住民投票条例常設型には厳しいのではないかなと、私はこのように思うところでございます。このことに対して、ハードルが高いか、低いか、どちらが実現可能かどうか。ここらのご認識をいただきたい。本当に民意を反映させようと、これが実現可能かどうか。こういう観点でお答えをいただきたい。常設型ではかなりハードルが高いなと私は思います。まだ個別型の方が実現が可能ではなからうかなと、このように思うところでございます。ここらのご認識はどのように考えられますか。

**増田委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

ただいま松林副委員長がお述べになった内容というのは、まさにこの住民投票条例の設置

の是非も含めて、非常に重要なところかなと思っております。委員の方からも再三お述べいただいているとおり、議員の皆様並びに市長は、有権者の選挙によって選ばれた住民の代表として、市政に対して責任のある立場で、議会でいろんな重要案件をお決めいただいている。そのシステムを補完する並行的な制度ということでもありますので、そういたしますと、これは、軽々にいつでも発議をできるというふうな、非常に低いハードルではいけないと存じます。また、現在では情報公開制度その他も非常に行政側の制度の整備もされてきましたし、あるいは、そういった意味では、住民の意識も高くなっていらっしゃる状況の中で、いろんな情報を入手はできるわけではございますが、とはいうものの、理事者側あるいは議会でなければ知り得ない情報をもとに重要な決定をしたと。それが市民に対して、例えば、違和感のある市政の方向性になるといったこともないわけではございません。そういったいろんなケースの中で、これは、松林副委員長のご意見では、ハードルが高いのではないかということではあります。一定のこういった制度的なバランスをとりながら、でも、最後の最後、住民が、これはやっぱりおかしいよということをおもわれたときに、その意見を発議できる仕組みを残しておく、設置をしておく、そういったことではないかなと思っております。

ちなみに、一番最初の4分の1というハードルでございますが、これにつきましては、これはあくまで制度の説明としてでございますので、失礼な発言ということではございませんが、いわゆるリコール、解職請求というものがございます。これも住民投票によって決まりますが、これは3分の1でございますので、それよりも、それを超えるほどのハードルの高いものでは、解職請求が成立いたしますと、議員あるいは長の身分を失うような非常に強力な直接請求でございますので、それを超えるほどのハードルは高いのではないかということから4分の1でございます。

以上でございます。

**増田委員長** ほかにございませんか。ご意見されておられない方、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

西井委員。

**西井委員** 私は、先ほど申し上げたとおり、実際条例をつくるとしたら、順番を踏んで上げてもらいたい、まだまだ時期尚早という意味合いで反対いたします。

**増田委員長** ほかにございませんか。

梨本委員。

**梨本委員** おはようございます。梨本です。私は、議第31号、葛城市住民投票条例を制定することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例案は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、市民の意思表示の手段として住民投票の制度を設け、これによって示された市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するためのものです。市民の意思を市政に反映させる方法は、地方自治法に基づく直接請求等が用意されてはおりますが、特定の市政運営上の重要事項について、市民が直接働きかけることで住民投票を行うことができる仕組みというのは法令上なく、今回の条例で設置されることとなる常設型の住民投票制度は、市民の市政への主体的な参画を促す手段として非常に有効なものです。

一方、日本の地方自治は議会制民主主義を採用しております。今回の条例案が可決されれば、都度、議会の議決を要することなく住民投票が実施されることとなります。この点においても今回の条例案は、必要署名数を投票資格者総数の4分の1、住民投票の結果を尊重すべき基準として、投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者の総数の3分の1以上としており、住民投票の実施に当たって、より高い慎重性の確保が確保されています。ここには、基本的には二元代表制のもと、議会、市長の間において市政上の重要事項等について議論を尽くすべきであるという考え方がこの条例案にはうかがえ、この点においても評価できます。本市も合併15周年を迎える中で、今回の常設型住民投票制度の設置が未来に向けて、住民、市役所、議会が一丸となって葛城市を発展させていく呼び水となることを期待して、私の賛成討論とさせていただきます。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

下村委員。

**下村委員** 住民投票条例を制定することについて、反対討論を行いたいと思います。

先ほど飯島部長から、いろいろこの内容について説明いただきましたけれども、私は、基本的に制定するというところに反対といいますか、何かといいますと、住民の対立や、また一般市民の対立や分断ということを一番私は気にしておりますので、今これを制定することには賛成できかねます。

以上です。

**増田委員長** ほかにございませんか。

吉村優子委員。

**吉村優子委員** 議第31号、葛城市住民投票条例を制定することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど梨本委員からは制度設計の面から討論がございましたので、私からは、今回の条例案策定に至る経緯についてふれさせていただきます。住民投票条例の制定については、阿古市長が市長選のときの公約の1つであるというふうに承知しております。市民団体によります6,752筆の署名を添えて、新道の駅建設の賛否を問う住民投票条例を制定する議案や、道の駅かつらぎに係る予算の減額修正案を提出するも、いずれも否決されました。これが常設型住民投票制度が必要と阿古市長が思い至った1つの大きなきっかけであったと思われま。市政運営上の重要事項について、多くの市民がノーと言っていることを市政に何とか届ける

仕組みを設けたい、その思いは大いに共感できます。また、今回の条例案が提出されるまでのプロセスも丁寧に行われております。先ほど梨本委員からは、制度設計の面から地方自治の議会制民主主義に配慮している旨のご指摘がありましたけれども、条例案提出に至るまでに2度にわたって、議会全員協議会において条例案の構想、内容、プロセスについての説明が市側からありました。また、市民に対しても4月1日から26日にかけてパブリックコメントを実施し、その意見の内容も吟味した上で今回の条例案提出に至っております。住民投票制度が住民と行政の協働によるまちづくりを推進するという目的であるからには、このように議会、市民に向けて説明等の機会を設けることは不可欠であり、この点からも評価できます。以上をもって私の賛成討論とさせていただきます。

**増田委員長** ほかにありませんか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 民意を市政にどう反映できるのかという、こういう観点で考えますと、先ほども申し上げましたけども、常設型では7,500名以上の連署、しかも1カ月間に集めるという、かなりこれはハードルが高いなと私は思います。そういった意味合いで、民意を本当に反映、どちらができるのかという観点から考えますならば、個別型、住民からの直接請求で議会の条例案に審議が否決されれば不成立となるという、こういうリスクはあるものの、現実的にどちらが民意を反映されるのかとなるのであれば、やはり葛城市には個別型、常設型には反対という立場でございます。どこまでも個別型がいいと、このように思います。

**増田委員長** ほかにありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 議第31号で葛城市住民投票条例を制定することについての条例制定されておるわけでございます。賛成の立場で討論を行いたいと思います。

今回なぜ必要かということは今定められた条例であると思っておるわけでございまして、この条例案の目的につきましては、地方自治の本旨に基づく、市政運営上の重要事項について市民の意思を反映させる手段、住民投票の制度を設けて、これにより示された市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政が協働してまちづくりをすることを目的とすると、こういう条例の目的が書かれておるわけでございます。そもそも議会で率直な意見を出し合いながら議論する中で、意見がまとまらない等の場合につきましては、市民の意思を市政に反映させる方法で、地方自治法に基づき直接請求権もあるわけですが、特定の市政運営上の重要事項につきましては、市民が直接働きかけることで住民投票を行われる場合、議会の議決が必要やということになるわけで、今回の条例を設置されることによりまして、常設型住民投票制度、市民の意見を市政に反映させる手段としては唯一有効な手段の方法と考えられるわけでございます。日本の地方自治制度、議会制民主主義を採用しておるわけでございまして、今回この条例案が可決されることによりまして、その都度、議会の議決を得ることもなく、住民投票が実施できるということであるわけでございます。市議会は二元代表制ということはみんなご存じだと思います。議員あるいは市長は、市民が直接選挙によって選ばれるものであるわけでございます。このことから、議

会、市長、理事者、市政上の重要事項について慎重に議論は尽くすべきである。今回の住民投票条例制度が設置されれば、県下で生駒市に次いで2番目ということを知っておられるわけでございます。葛城市の将来のまちづくりに向けて、住民、理事者、議会が一丸となって葛城市の発展に寄与できる、こういうことを私は期待するものでございます。

以上です。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** そしたら、私は反対の立場で言わせていただきます。民意を反映させるために4年に1度選挙がありまして、我々は選ばれておると自負しております。そして、先ほども申しましたけども、住民投票に関して私の考えとしては、大阪の都構想であったり、合併の問題であったり、偏った問題でなく全部の地域、全住民の皆さんのことに対してやるべきものだと私は考えております。以上の理由で私は反対とさせていただきます。

以上です。

**増田委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君のご起立を求めます。

(起立少数)

**増田委員長** 起立少数でございます。よって、議第31号は否決されました。

次に、議第33号、葛城市税条例等の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいま上程になっております議第33号、葛城市税条例等の一部を改正することについて提案説明をさせていただきます。

今回の葛城市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。具体的に改正されました法律を順に申し上げますと、平成28年3月31日に公布をされております地方税法等の一部を改正する等の法律、これは平成28年の法律第13号でございます。それから、平成28年11月28日公布されております社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、こちらは平成28年の法律第86号でございます。それから、平成31年3月29日に公布をされました地方税法等の一部を改正する等の法律、こちらは平成31年法律第2号でございます。それぞれの法律におきまして、本年10月1日、すなわち令和元年10月1日を施行日とされました内容につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容の概要でございますけども、法人市民税と軽自動車税に係る改正でございます。

施行日の令和元年10月1日に予定をされております消費税率10%引き上げに際しまして、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、市民税の法人税割の税率が引き下げを行われるということになってございます。また、消費税率10%引き上げに合わせて、車体課税の見直しが行われ、環境性能割というものと種別割というものが導入をされることになってございます。

それでは、お手元に配付させていただいております新旧対照表を用いましてご説明をさせていただきますと思います。この表の左側が改正前、右側が改正後、新というふうになってございまして、赤色の部分、アンダーラインの部分で改正部分というまとめ方をしたものでございます。それでは、その新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず最初に、第18条の3、それから、次にあります第19条についてでございます。第18条の3につきましては納税証明事項について、第19条におきましては納期限後に納付された場合の延滞金についての規定がされておるところでございます。いずれの規定におきましても、軽自動車税の環境性能割と種別割が導入されることによります所要の文言整理をさせていただいております。なお、軽自動車税の種別割、それから環境性能割といった制度につきましては、後ほど詳細に説明をさせていただきたいと思います。

それでは、次に、3ページをごらんいただきたいと思います。3ページの第34条の4及び第34条の5でございます。こちらは、地方税法第314条の4で定めております法人税割の税率についての規定でございます。先ほど申し上げましたとおり、消費税率10%段階において、地域間の税源の偏在性是正と、それから財政力格差の縮小を図るといった目的で法人市民税の法人税割、この税率が引き下げを行うということでございます。具体的に申しますと、標準税率9.7%が6%に、制限税率12.1%が8.4%にそれぞれ引き下げを行われるということでございます。なお、従来、葛城市におきましては、法人の資本金等の額で規定をしております、1,000万円を境に標準税率9.7%と制限税率の12.1%を課税するといった不均一の課税でございました。今回は一律制限税率の8.4%を適用するという改正でございまして、不均一課税を解消するといったことでございます。そういったことから、旧の第34条の5につきましては削除するというものでございます。

続きまして、9ページまで飛びますが、9ページの第80条から18ページの第91条の規定についてでございます。この間でございますけれども、軽自動車税の環境性能割及び種別割が導入されることに伴う規定の整備を行ったものでございます。各条文の説明の前に、まず環境性能割及び種別割についての説明をさせていただきたいと思います。先ほども申し上げましたとおり、消費税率が10%に引き上げられることに合わせ、車体課税の見直しが行われております。環境性能割と申しますのは、自動車の購入時に県税として課税されておりました自動車取得税、こちらが10%に上がった段階で廃止をされます。それにかわるものとして導入をされるものでございまして、自動車の燃費基準値達成度等、環境に資する性能の度合いに応じて税率が決定されるというものでございます。そのうち軽自動車の場合でございますけれども、取得時に取得者に対し課税されるというものが環境性能割、軽自動車税の環境性能割といいますが、今まで県税として自動車取得税といったものでございましたけれども、こ

らが市税にかわります。市税として軽自動車税の環境性能割を賦課するという形になります。これにつきましては、今現在、自動車取得税自身を県の方で徴収されておるといこともございますので、当分の間、軽自動車税、環境性能割が市税にかわりましても県で徴収を行っていただくということになってございます。県で徴収を行っていただく事務に要する経費、こちらを市が徴収取扱費という形で県に支出するというふうになってございます。

もう一つの種別割というものでございますけども、こちらは、毎年軽自動車税の所有者に対して課税されるものでございます。制度としてはそういったことでございます。環境性能割と種別割の導入に伴いまして、従前の軽自動車税といいますが軽自動車税環境性能割と軽自動車税種別割といったものに変更され、軽自動車の購入者には購入時に軽自動車の環境性能割が課税され、毎年軽自動車の所有者には軽自動車の種別割が課税されるということになります。

それでは、条文を順にご説明させていただきます。新旧対照表の9ページの第80条でございます。こちらは、軽自動車の環境性能割及び種別割の納税義務者等についての規定をしているものでございます。軽自動車税の環境性能割は三輪以上の軽自動車の取得者に課税、軽自動車の種別割といったものは、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の軽自動車の所有者に課税するといったものでございます。それから、第2項では、納税義務者に含めないものとしたしまして、法第443条第2項に規定されております自動車の製造業者ですとか、自動車販売業者等を規定いたしておるところでございます。それから、第3項では、国や地方公共団体等の非課税規定について、従前の軽自動車税が種別割に名称変更されることに伴います文言整理を行ったものでございます。

次、10ページをごらんいただきたいと思います。10ページ上段の第80条の2でございます。こちらは、第81条の2に条文が移動することに伴い削るものでございます。ですので、左側の旧のところの規定をしております旧の第80条の2というものが、次の第81条の2というところに移動をするということで、第80条の2を削ってございます。

次に、第81条でございます。改正前の第80条第2項で規定してありましたみなし課税につきまして新たに条を設け、三輪以上の軽自動車の取得者または所有者について規定をするものでございます。

次に、第81条の2につきましては、先ほどご説明をいたしました旧の第80条の2の規定を削り、同文をここに入れたものでございます。内容は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する非課税の範囲を規定するものでございます。

次に、第81条の3でございます。環境性能割の課税標準について規定をいたしておるところでございます。新車につきましては、当該三輪以上の軽自動車の販売価格が、中古車につきましては、当該三輪以上の軽自動車新車登録されたときにおける販売価格に新車登録時からの経過期間に応じた率を乗じて得た額というものが課税標準となるという規定でございます。

次に、第81条の4では、環境性能割の税率について規定をいたしておるところでございます。冒頭申し上げましたように、環境への負荷の低減に資する度合いに応じて税率が異なっ

てございまして、100分の1から100分の3までの規定がございます。こちらの税率につきましては、後ほど申し上げます附則第15条の2及び附則第15条の6におきまして、特例として税率軽減の措置がなされております。なお、電気自動車及び天然ガス軽自動車等の環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車につきましては、地方税法第446条において環境性能割は非課税というふうな規定がございます。

なお、本日お手元に配付いたしております資料A4横版の自動車取得税と環境性能割の概要といった資料があるかと思えます。こちらの上段が9月末までの県税として徴収される自動車取得税の説明、それから10月1日以降、環境性能割として市町村税に振りかわります軽自動車税についての表として一覧でおまとめをさせていただいた資料を添付させていただいております。こちらで自家用の登録車は普通自動車でございますので、軽自動車の欄をごらんいただければと思います。電気自動車、それから燃費基準の星4つというランクがございますけれども、それと、かつ平成32年度燃費基準プラス20%達成車、それから星4つ、かつ平成32年度燃費基準プラス10%達成車については非課税というような表でございます。以下、1%、2%という税率が課税をされるということでございます。

それから、新旧対照表に戻っていただきまして、11ページでございます。第81条の5から第81条の8につきましては環境性能割の徴収方法、それから不申告等に関する過料、減免等について新たに設けられたものでございます。環境性能割の徴収につきましては、申告納付の方法により、納税義務者は三輪以上の軽自動車を取得する際、所定の申告書を提出し、その申告に係る環境性能割額を納付しなければなりません。正当な理由がなく申告等がなされなかった場合は、10万円以下の過料に処せられるということでございまして、公益のため直接使用する三輪以上の軽自動車や身体障がい者等に係る三輪以上の軽自動車等のうち、必要と認めるものに対しては環境性能割を減免するといった規定が規定をされておるところでございます。

次に、12ページの第82条から18ページの第92条につきましては、現行の軽自動車税という文言を種別割に改めるということに伴います所要の文言整理でございます。

飛びまして、続いて21ページをごらんいただきたいと思えます。附則の第15条の2でございます。平成31年度税制改正におきまして、消費税率引き上げに伴う自動車の取得時の負担感を軽減するため、消費税率引き上げ時の令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間、この期間を特定期間とし、この特定期間に取得された軽自動車の環境性能割の税率を、先ほど申し上げました税率から1%軽減するというところでございます。なお、第81条の4において環境性能割の税率が1%と規定されている三輪以上の軽自動車については、特定期間、先ほど申し上げました令和2年9月30日までの1年間に限り、臨時的にこの1%を軽減して非課税とするというふうに規定をされておるところでございます。

それから、附則の第15条の2の2でございます。軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例規定として、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、県が自動車税の環境性能割の例により行うものとするというふうな規定でございます。これをもちまして、県で徴収をしていただくという形になります。それから、22ページの附則第15条の3、それから附則第

15条の4でございます。環境性能割の減免と、それから申告納付の特例を定めておるもの  
でございます。県が環境性能割の賦課徴収を行うことに伴いまして設けておる規定でございま  
す。それから、附則第15条の5につきましては、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費  
の交付についての規定でございます。附則第15条の2の2の規定によりまして、当分の間、  
県が行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に要する費用といたしまして、県から市に払い  
込まれた軽自動車税の環境性能割の額の100分の5を徴収取扱費として県に交付するという  
規定でございます。

それから、附則第15条の6でございます。こちらは、軽自動車税の環境性能割の税率の特  
例を規定しております。第1項におきまして、営業用の三輪以上の軽自動車に係る環境性能  
割の税率を、当分の間、ここに規定をしております表のとおりということでございます。そ  
ういった軽減する旨を規定いたしておるところでございます。それから、第2項におきまし  
て、自家用の三輪以上の軽自動車のうち、環境性能割の税率が3%のものについて、当分  
の間2%とすると。それから、第3項におきまして、さきに述べさせていただきました消費増  
税時の対応といたしまして、自家用の三輪以上の軽自動車で乗用のものについて、令和元年  
10月1日から令和2年9月30日までの1年間の取得に限り、環境性能割の税率を1%軽減す  
るという規定を設けるものでございます。

次に、23ページの附則第16条についてでございます。こちらは、軽自動車税の種別割の税  
率の特例でございます。14年以上経過した車両の重課と、それからグリーン化特例につい  
ての規定でございます。まず最初に、平成31年度分として、平成31年度限りとされていた部分  
を、経過年数が14年を経過したものというふうに改めるものでございます。それから、グ  
リーン化特例の分につきましては、平成31年度限りというふうに規定をされておったところ  
でございますけれども、令和3年度までの2年間延長するといったものを規定しておる  
ところ  
でございます。

それから、25ページの附則第16条の2でございます。こちらは、現行の軽自動車税を種別  
割に改めることによる所要の文言整理でございます。

続きまして、26ページを見ていただきますと、表題部分、第2条と書かれておるかと思  
います。こちらは、葛城市税条例等の一部を改正する条例、これは、平成26年の葛城市条例第  
14号の一部を改正するものでございます。現行の軽自動車税を種別割に改めることにより、  
その表現を変更したもので、内容の変更等はございません。文言の整理のみでございます。

それから、続きまして、28ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、また表題  
部、第3条となっております。こちらは、葛城市税条例の一部を改正する条例、平成27年  
葛城市条例第28号の一部の改正でございます。こちらでも軽自動車税の車体課税の見直しに伴  
い、環境性能割というものが新設されたことによる所要の文言整理をさせていただいたと  
ころ  
でございます。

それから、最後でございます。29ページの附則をごらんいただきたいと思います。附則第  
1条で、施行期日を令和元年10月1日といたしておるところでございます。それから、附則  
第2条では、法人市民税に関する経過措置でございます。新しい法人税割の税率の適用につ

きましては、この条例の施行日といたしております令和元年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税に適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例によるという規定をしておるところでございます。それから、附則第3条におきましては、軽自動車税に関する経過措置でございます。新設されます軽自動車税の環境性能割の規定は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して適用されます。また、軽自動車税の種別割の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるという規定をしたところでございます。

以上、取り急ぎの説明になりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第34号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第34号、葛城市手数料条例の一部を改正する条例について、改正理由及び改正内容をご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございますが、これは、国において不正競争防止法等の一部を改正する法律が施行されましたことに伴いまして、工業標準化法の一部改正関係につきまして、「工業」という文言が「産業」へと文言変更されたため、この文言を含む本市の条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容でございますが、お手元に配付しております新旧対照表をごらんいただきたいと思います。新旧対照表の4ページでございます。第2条第29号ウの左側、旧欄

でございますが、下線部分2カ所ございますが、この「日本工業規格」を右側の新欄で「日本産業規格」に改めるものでございます。

次に、新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと思います。同じく第2条の第35号エの旧欄の下線部分でございます。これも2カ所ございますが、先ほどと同様に「日本工業規格」という文言を「日本産業規格」に改めるものでございます。

最後に、新旧対照表の6ページでございます。附則といたしまして、この条例は令和元年7月1日から施行するものでございます。

以上が葛城市手数料条例の一部を改正する条例に係る改正理由及び改正内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第39号、葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** おはようございます。産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第39号、葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについて提案説明をさせていただきます。本案件の葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正する条例につきましては、葛城市道の駅かつらぎの施設利用に関し、現状利用料金が、多目的室、飲食物販売施設内の加工室のみ設定されております。改正内容につきましては、多目的広場をイベント等で利用申請があった場合に対応するため、利用料金を追加して定めるものでございます。

お手元に配付させていただいております新旧対照表を用いましてご説明させていただきます。この表の左側が改正前、すなわち旧でございます。そして右側が改正後、新となっております。

りまして、赤色のアンダーラインの部分が改正部分でございます。それでは、6ページを  
らんください。別表第2の多目的広場の利用料金の設定といたしましては、市内に住所を有  
する者であって、営利を目的としない者にありましては、1日3,000円、市外に住所を有す  
る者であって、営利を目的としない者にありましては、1日5,000円、市内、市外を問わず、  
営利を目的とする者にありましては、1日1万円とするものでございます。施行期日でご  
ざいます。令和元年7月1日施行でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上  
げます。

以上です。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

**杉本委員** ちょっとだけお聞きしたいと思います。多目的広場なんですけど、これ、1日の料金が書  
いてあるんですけど、1日1組限定ですか。普通、半日、半日とか分けはると思うんです。  
1日というふうに書いてあって、ホームページを見たら、多目的広場の利用時間が24時間と  
かなってるんですけども、ずっとやっとなんていいということですか。24時間、1日中ずっと。  
その辺お聞きしたいです。

**増田委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

条例には24時間というふうなことを書いておりますが、実際考えておりますのは、イベン  
トに関しての使用と考えておまして、24時間まではそのイベント自体は想定しておりませ  
んでして、あくまでも明るい時間帯といいますか、9時から5時程度というふうにご  
ざいます。それを1日と考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 大づかみなんで、もうちょっとちゃんとしたルール決めをしてもらった方がええと思うん  
ですけども、例えば、営利を目的とする者とかなってきたら、何ぼでも長い時間やらはると  
思うんです。でも、多目的室とかだったら1時間とか結構きっちり区切ったはるんで、ある  
程度時間だけ考えるようお願いいたします。

以上です。

**増田委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 委員のお話の中で、多目的室と多目的広場とまた性格的なものが違います。部屋というの  
は、その時間だけをお借りしてというような形ですけども、広場の場合でしたら、準備の時  
間ですとか、片づけの時間ですとか、ある種、その広場を使っただけの場合にその時間が  
必要になりますので、ですから、ご意見としては非常に参考になる意見やと思うんですけ  
ども、時間の区切りとして、何時から何時までやという区切りを入れてないのは、その部分  
が通常のお部屋の場合とはまた違うということなんです。ですから、委員のお話の中で、や  
りその時間を区切らなあかんねんということであれば、現実にまた改正することはあるんで

しょうけども、今のところは、ある種、準備しはるんやったら明るくなってからかな、もし、片づけられるんやったら暗くなってから片づけられるんかな、その中での判断での時間設定をしてるということでございます。

以上でございます。

**増田委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第39号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第40号、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されております議第40号、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案件につきましては、自転車安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯に関する規定を道路構造令上に新たに規定する等の改正を行う道路構造令の一部改正する政令が平成31年4月25日に施行されたことに伴い、この道路構造令を引用しております葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

お手元に配付しております新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表の2ページをお開きください。第2条第1項第20号、計画交通量におきまして引用しております道路構造令に号ずれが生じるため、第2条第21号を第2条第25号に改めるものでございます。この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了をいたしました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件につきましてでございますが、初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告を願います。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、調査案件であります尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきましてご報告申し上げます。

尺土駅前周辺整備事業につきまして、道路改良工事につきましては、昨年度、尺土駅より東側の部分、北側の歩道の一部の植樹帯を計画しております部分、また南側歩道の道路照明灯を残し完成しております。この北側歩道の植樹帯計画部分につきましては、どういう形態にするかというところを、今、地元の意見も聞かせていただき、精査し、進める予定でございます。南側の歩道、道路照明灯の計画部分につきましては、最終的には新設を予定しておりますが、電気の配線の計画上、西側から地上ケーブルにより送電することとなっておりますことから、今現在、既設の防犯灯を仮に利用させていただいております。

用地買収につきましては、3件の方が残っておりましたが、1件の方につきましては昨年度契約をさせていただき、年内には家屋の取り壊しをし、繰越しさせていただいた予算において後払いの執行の予定をしております。また、残り2件のうち1件の方とは代替地も考慮した中で調整、交渉をさせていただいているところでございます。別の1件の方とも交渉をさせていただいているところでございますが、条件面等折り合いがつかないところで同意が得られていないと。またロータリー部分の整備等、主要な工事の部分につきましては、若干残っているという現状でございます。事業の早期完成に向け、法的な準備もさせていただきながら、鋭意努力させていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

**増田委員長** ただいまご報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいというふうに思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。

それでは、2つ目の調査案件であります国鉄・坊城線整備事業に関する事項につきまして報告申し上げます。

昨年度におきまして、国道24号線を挟んで西側及び東側1つ目の交差点までの道路改良工事は完成しております。本年度におきましては、国道24号線より東側、完成しております1つ目の交差点から東向きにJRまでの区間、用地買収が完了している部分の道路改良工事、また国道の歩道の一部改良工事を予定しております。発注の準備を進めているところでございます。橋梁仮設道部分の工事委託につきましては、今現在、構造物の取り壊しが完了し、本体部分の設置に取りかかっており、令和2年3月末の完成を目指し、取り組んでいただいているところでございます。用地買収につきましては、本年度におきまして1件の方との契約の承諾をいただいております。まだまだ多数の地権者との交渉が残っておりますところでございますが、引き続き事業の完成を目指し、努力してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

**増田委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回、理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様方から何か確認事項等があればお受けをしたいと思っております。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいというふうに思います。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告を願います。

高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課長の高垣です。よろしくお願いいたします。

コミュニティバスの利用状況についてご報告申し上げます。最初に、平成30年度の利用状況につきましてご報告申し上げます。運行日数は356日、昨年は台風により1日運休がございました。9月30日です。昨年の1日当たりの利用者数は、環状線ルートが90.52人、ミニバスルートが41.70人で、合計132.22人でございました。また、平成29年度の利用状況と比

較いたしますと、平成29年度は環状線ルートが87.27人、ミニバスルートが45.07人で、合計132.34人でございました。利用状況につきましては、ミニバスルートが若干の減少がございました。

次に、平成30年度の曜日別の利用状況でございますが、月曜日が5,362人、火曜日が7,794人、水曜日が6,929人、木曜日が6,739人、金曜日が8,050人、土曜日が6,113人、日曜日が6,085人となっております。ゆうあいステーション、いきいきセンター、大和高田市立病院が休みである土、日、月曜日が少ない傾向でございます。

次に、利用促進に向けての取り組みでございます。利用者からの要望で作成するマイ時刻表につきましては、平成28年11月より発行を行っておりますが、現在60名の方に130件の時刻表を発行しております。スマートフォンアプリのナビタイムやジョルダンによるコミュニティバスの時刻情報を、平成29年9月より掲載しております。これらのサービス内容や期間については、葛城市のホームページに掲載しております。

なお、コミュニティバスにつきましては、これまで葛城市地域公共交通活性化協議会におきまして、路線、運行ルートや運行形態に係る全体的な見直し作業を行ってまいりましたが、新たな運行形態の開始時期につきましては、令和元年10月を予定しております。これまで3月、6月の2回にわたり、葛城市地域公共交通活性化協議会において、その区域内での公共交通路線の変更点について、特に新たに導入するデマンド交通の運用方法について委員間で議論がなされました。

10月以降の運行形態についてご説明申し上げます。資料1の葛城市コミュニティバスの再編案をごらんください。まず最初に、環状線ルートにつきましては、外回り、内回りとも現行の運行体制を維持することから5便で運行を維持してまいります。運行ルートにつきましては、ウェルネス新庄バス停からで折り返して忍海方面へ向かうように変更いたします。ウェルネス新庄から先の薑北交差点、若草台、第1健民運動場バス停につきましては、ミニバスルートのE笛堂・薑ルートに統合いたします。今回休止されるルートは、再編案のところにグレーの路線で表示されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、ミニバスルートでございます。

A當麻ルートにつきましては、ダイヤについては現状維持のままで、ルートについては利便性向上の観点から、二上神社駅前ロータリーにバス停を新設し、加守消防池バス停を廃止いたします。

次に、B長尾・疋田ルートについては、ダイヤについては現状維持のまま、運行ルートについては利用状況を踏まえ、木戸集落センター、磐城自動車前を廃止し、C兵家・中戸ルートで運行している兵家駐車場、兵家南のバス停を新たにルートに加えて運行いたします。

次に、C兵家・中戸ルートにつきましては、環状線ルートとの重複区間が多いことから、他のB長尾・疋田ルート、D寺口ルートへ統廃合を行います。

次に、D寺口ルートについては、利用状況を踏まえ、ダイヤについては1便目の廃止、ルートについては、C兵家・中戸ルートと統合し、南道穂コミセン前を廃止いたします。

最後に、E笛堂・薑ルート及びF笛吹・梅室ルートでございます。このルートは乗降者数

が少ない路線ではございますが、市民の移動手段の確保の観点から公共交通の役割を担っていく必要がある一方で、空でミニバスが走っているという批判もあることから、市として新たな公共交通の取り組みを構築する必要がございます。抜本的な運行方式の改編を行うことにより、乗降者数の少ないバス停を廃止することなく、利便性の向上と事業の効率化を図る手段として乗り合いタクシー事業の運行を行います。

次に、資料2の予約型乗り合いタクシーをごらんください。葛城市の予約型乗り合いタクシーの概要についてご説明申し上げます。

導入目的は、抜本的な運行方式の改編を行うことにより、乗降者数の少ないバス停を廃止することなく、利便性の向上と事業の効率化を図るためです。導入予定日は令和元年10月1日から予定しております。対象ルートといたしまして、ミニバスEルート、笛堂・薑、Fルート、笛吹・梅室の2ルートでございます。葛城市の予約型乗り合いタクシーの概要ですが、葛城市で導入する予定の予約型乗り合いタクシーとは、基本的にはEルートとFルートに設置されているバス停間を1日3便、時刻表どおりに運行いたします。

現在のミニバスと異なる点ですが、1、予約が入ってないときは運休いたします。運行開始の1時間前までに予約が必要になります。2、ミニバスではなくタクシー車両で運行いたします。3、乗り合わせてご乗車いただくことがございます。4、予約が入っていないバス停には停車せずに、目的のバス停まで最短ルートで運行することが可能になります。

運休日といたしまして、運休日はミニバスと同じで年末年始、12月28日から1月4日まで運休いたします。利用運賃といたしまして、乗車運賃は現在のミニバスと同じで、割引についても同じものです。予約受付時間は、基本的には午前9時から午後9時までとします。ただし、希望する便の1時間前までということでございます。

運行本数及び時間につきましては、1日3便ということで、これは、現在仮の時間で入れさせていただいてますが、今後調整して、決まり次第ご報告させていただきたいと思います。今後、広報紙等で現在の運行の変更点につきまして、新ダイヤ等も含めまして案内パンフレットを作成いたしまして、しっかりと皆様に変更点についてお伝えしていきたいと思います。

以上で公共バスの報告を終わらせていただきます。

**増田委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしく申し上げます。この前いろいろ資料をいただいて、僕もいろいろ勉強させていただきましたんですけど、再編案の中では、グレーの分はカットされてるということですよ。ということは、総距離というか、ルート距離は短くなってる。そのかわり皆さんの意見を反映させているという形ですよ。ありがとうございます。そうすると、今回、これ、変わった後、どれぐらいの人数になるかというのは、目標というか、ふえるであろうと思ってるんですけど、目標値はあるのでしょうか。よろしく申し上げます。

**増田委員長** 高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課の高垣です。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。

ルートの的には、確かに総距離としては減りますので、運行距離としては減るんですが、人数的には予測というのが大変難しゅうございまして、今回の改編では、どちらかというとむだに走ることがなく、予約が入ったときに、E、Fルートの方につきましてはタクシーで運行されるということで、その点については改善されると。あと、利用者数については、今のところ、今までの流れからして、現状で大体横ばい状況でありますので、今のままで維持するのではないかという予測ですので、これからまた詳細な分析を行って、報告させていただきたいと思います。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 そしたら、引き続き、次は利用者数が増えていただくように努力をよろしくお願いします。

増田委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、本件につきましても、この程度にとどめたいというふうに思います。最後にお諮りをいたします。

尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び公共バスの運行については、事業の進捗等に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をしたいというふうに思いますが、それにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら4件の調査事項については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了をいたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。

西川弥三郎議員。

(西川議員の発言あり)

増田委員長 ほかにございせんか。

吉村始議員。

(吉村議員の発言あり)

増田委員長 ほかにございせんか。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

増田委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時30分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 増 田 順 弘